

港湾荷役実績報告書(年 月)

あて
港

住 所
事業者名
代表者名(役職名及び氏名)

船舶積卸し実績

(単位 トン)

品 目	輸・移入、輸・移出の別		輸・移入			輸・移出			合計
	輸入	移入	計	輸出	移出	計			
農 水 産 品	穀物	ばら							
		包装							
	綿花								
	その他農水産品	ばら							
		包装・有姿							
林 産 品	原木								
	その他林産品								
産 品	石炭								
	金属鉱								
	砂利・砂・石材								
	原塩								
	その他鉱産品								
金 属 ・ 機 械 工 業 品	鉄鋼								
	非鉄金属								
	自動車		()	()	()	()	()	()	()
	その他金属・機械工業品								
化 学 工 業 品	セメント	ばら							
		包装							
	その他窯業品								
	石炭製品								
	化学肥料								
軽 工 業 品	紙・パルプ								
	繊維工業品								
	砂糖								
	その他軽工業品								
雑工業品									
特 殊 品	金属くず								
	動植物性飼・肥料								
	実入コンテナ		(. .)	(. .)	(. .)	(. .)	(. .)	(. .)	(. .)
	空コンテナ		(. .)	(. .)	(. .)	(. .)	(. .)	(. .)	(. .)
その他特殊品									
分類不能のもの									
計									
接 岸 取	経岸	公共埠頭							
		専用埠頭							
	はしけ取り								
	水面落とし								
沖 取	はしけ取り								
	水面落とし								
計									

沿岸荷役実績

区分	取扱貨物量(トン)
総トン数500トン(内航海運業法施行規則(昭和27年運輸省令第42号)第9号様式備考1括弧書の船舶にあつては510トン)未満の接岸船舶に係る積卸しのうち当該船舶の揚貨装置を使用しないで行ったもの	
接岸船舶に係る積卸し(上記の積卸しを除く。)に直接接続して行った沿岸荷役	
はしけ積卸し	
荷さばき場から荷さばき場への横持ち	
コンテナ詰出し	

備考

- この報告書は、一般港湾運送事業者及び港湾荷役事業者(港湾荷役事業の許可を受けた者をいう。)が、自ら行った船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸し又は沿岸荷役について港湾ごとに作成すること。
- 取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の6に規定する算出方法により算出し、小数点1位以下を4捨5入して、整数で記入すること。
- 自動車の欄の()内には、台数を記入すること。
- 実入コンテナの欄及び空コンテナの欄の(. .)内には、20フィート型、40フィート型及びそれ以外の型のコンテナの個数を順に記入すること。
- 内航船による沖取がある場合には、はしけ取りの欄に記入すること。